2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第五の所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十八年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

ペットボトルに係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、フレーク又はペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

(2)　ペットボトル等の原料となるポリエステル原料（ビス(二―ヒドロキシエチル)テレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。以下同じ。）を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕、解重合、精製、重合その他の処理をし、ペットボトル等の原料となるポリエステル原料を得ることにより再商品化がされる。当該ポリエステル原料は、ペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

六　規則第四条第六号に定める分別基準適合物（以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度において再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされるプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
二十九	一、四五五
三十	一、四五四
三十一	一、四六一
三十二	一、四六四
三十三	一、四六四

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第六から別表第十一までの所在地の欄に掲げる都道府県に、平成二十八年九月三十日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

(1)　減容顆粒品又はインゴットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆粒品及びインゴットは、ペレットを得るために利用され、当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(2)　減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破砕その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。

(3)　ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。

(4)　高炉で用いる還元剤を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

(5)　コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。

(6)　炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(7)　水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

(8)　令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設において、異物の除去、圧縮又は破砕その他の処理をし、当該製品を得ることにより再商品化がされる。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

別表第一

所在地	施設の種別
北海道（五か所） 青森県（二か所） 岩手県 秋田県 山形県（二か所） 福島県（二か所） 茨城県（二か所） 群馬県（二か所） 埼玉県（四か所） 千葉県（二か所） 東京都 神奈川県（三か所）	カレット化施設